

計画事業に係る事後評価(初年度・2年度目)

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

平成17年に設立し、19年11月に法定協議会化した「分かりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク実現会」が策定した「京都府丹後地域公共交通ネットワーク改善実行計画」による、公共交通を利用者の視点に立ってより便利なものにしていく取組は、地域にしっかりと定着しており、計画に基づく改善のみならず、新たに発生するその時々課題にも、地域が主体的に改善に取り組み、顕著な成果をあげている。課題への対応や結果については、適宜、法定協議会において執行の方向性協議・結果報告を行っているところである。

II 計画事業の実施

① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

計画されている事業は、概ね予定どおり実施されている。実施のための準備や関係者との調整により、予定時期より若干遅れたものもあるが、実施自体は適切に行われた。なお、「改善実行計画」は、その基本的な考え方を、「失敗を恐れずに、できることから、まず、モデル的・実験的に改善に取り組む」としており、条件が整って前倒し実施できるもの、地域事情により時期をずらすものなど様々な実施形態をとっている。

III 具体的成果

① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

平成20年12月末までに完了した事業は3事業あり、それぞれ、総合事業計画において定めた評価事項について評価を行った。

企画列車の運行では、「キャラクター列車」に299名、「市民号」に25名の参加者があり、「公共交通への親近感」と「住民のマイレール意識」という評価事項に照らし、「参加して良かった」「楽しかった」などの声が現場で聞かれたほか、子ども達には列車の先頭車両で景色や運転席を眺めて鉄道を身近に感じてもらったことから、大人、子どもともにマイレール意識の醸成に役立った。

駅活性化事業については、花の苗の植え付けや清掃を地元住民に呼びかけたところ、自治会や小中学校の児童・生徒など多くの参加者(約140名)が集まった。地元住民の多くが駅に集い、作業に汗を流し、駅の改善に努めた。この取組みにより、駅の活性化に効果があるとともに、地元でのマイレール意識の醸成に役立った。

これらを含め、様々な取組みを行ったことから、KTRの乗車人員では2.9%のアップ(11月末現在。20年度/19年度)がみられ、上限200円バスの輸送人員では4.5%のアップ(12月分。20年/19年)がみられ、利用増の効果があつたことが認められる。

② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

完了した事業については、企画列車の運行では好評を得、参加者から、「もっと機会を増やしてほしい」「利用してよかった」との声や、駅活性化事業では地元小中学校から自主的に実施したいとの声もあり、利用の促進に繋がる「マイレール意識」が醸成されて、住民の公共交通の利用促進につながつたと考えられ、適切な事業であると判断される。

IV 自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

企画列車事業や駅活性化事業など完了した事業をはじめ、現時点で把握できる範囲で問題点などについて検証した。企画列車等では、利用者の声などから、実施場所、駅活性化事業では、植栽後の維持管理の問題について検証を行った。

完了事業については、鉄道の地元での重要性やマイレール意識の高揚など一定の効果があり、翌年度もさらに推進するため、場所の選定や継続性等を検討している。

② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

単独のイベント等の場合は、その企画内容や円滑に実施できたかどうか、参加者の反応などを考慮し、事業の見直しを年度内でも行っている。ただし、植栽や清掃は直ちに利用者増に直結するものではないが、長年継続することにより、効果が現れるものであり、どのように継続するのが重要である。

2 事業の実施環境

① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

平成21年度において、総合事業（計画連携）を実施するにあたっては、国費のほか、京都府と関係市町等の財政支出について関係者の合意が形成されており、京都府の平成21年2月府議会のほか関係市町の各議会にも平成21年度予算案を提出し、各議会において審議される予定である。

また、KTRの利用を促進するための沿線自治体などによる協議会（KTR利用促進協議会）が実施する事業については、平成21年度の事業予算に計上することとしている。

② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

KTRの利用促進や啓発活動を行う組織である「KTR利用促進協議会」（③～）には「サポーターズクラブ」（⑩～）という下部組織があり、同クラブでは、住民等が会費を払って入会し、前記協議会の活動を支えている。また、KTRでも独自に利用者や地元住民から特定の目的への協賛金を募っている。

③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

本格実施については、平成20年度だけでなく、平成21年度、平成22年度の実施状況、利用状況等も踏まえて検討する予定としている。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

実現会議の規約を改正し、平成19年に法定協議会として位置付けた。規約では、実現会議の所掌事項を、改善実行計画の作成、改善実行計画の実施、改善実行計画の取組実績の把握、改善実行計画の継続的な見直し、その他、より便利な公共交通ネットワークの実現に向けた取組全般に関するものと規定している。また、実現会議を補佐し、実務的な作業を行うワーキンググループを置く旨規定されている。

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

実現会議の構成員には、PTA代表など利用者の代表が含まれているほか、協議内容及び改善の取組状況等については、広く府民に提供し、意見を聴く旨規定されている。

- ③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

実現会議は、改善のあり方などを検討しているが、その協議の中で、当初認定計画の変更と併せて、実施した計画事業の結果と経過の報告を行っている。また、適宜、ワーキンググループによる会議も実施した。

- ④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

実現会議の協議内容及び改善の取組状況等については、広く府民等に情報を提供し、意見を聴く旨が規約に規定されているほか、実現会議は公開で実施しており、協議内容についてはインターネットのHPにおいて公開している。

- ⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

計画事業の実施主体となる構成員においては、21年度の事業実施に向けて調整され、地域公共交通に関する目標やそれを達成するための事業（案）等について地域関係者の実質的に合意。